

資料 5	専門家会合（第2回）
	平成26年8月4日

障害認定基準（言語機能の障害） の事務局見直し案（たたき台）

第6節／音声又は言語機能の障害

音声又は言語機能の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

音声又は言語機能の障害については、次のとおりである。

令 別 表		障害の程度	障 害 の 状 態
国 年 令 別 表		2 級	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
厚 年 令	別表第 1	3 級	言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	別表第 2	障害手当金	言語の機能に障害を残すもの

2 認定要領

(1) 音声又は言語機能の障害とは、主として歯、頸、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等発声器官の障害により生じる発音にかかわる機能又は音声言語の理解と表出にかかわる機能の障害をいい、構音障害又は音声障害を指すが、脳性（失語症等）又は耳性疾患によるものも及び聴覚障害による障害が含まれる。

ア 構音障害又は音声障害

歯、頸、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音にかかわる機能に障害が生じた状態のものをいう。

イ 失語症

大脑の言語中枢の後天性脳損傷（脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など）により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいう。

ウ 聴覚障害による障害

先天的な聴覚障害により音声言語の表出ができないものや、中途の聴覚障害によって発音に障害が生じた状態のものをいう。

[※(2)～(4)については、第2回会合の内容を踏まえて検討する。]

(2) 「音声又は言語機能に著しい障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

ア 音声又は言語を喪失するか、又は音声若しくは言語機能障害のため意思を伝達するためには身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの

イ 4種の語音のうち3種以上が発音不能又は極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの

- (3) 「言語の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、2種が発音不能又は極めて不明瞭なため日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいう。
- (4) 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種が発音不能又は極めて不明瞭なため、電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいう。
- (5) 4種の語音とは、次のものをいう。構音障害又は音声障害については、発音不能な語音を評価の参考とする。発音不能な語音は、次の4種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認する。
- ア 口唇音（ま行音、ば行音、ぱ行音等）
 - イ 齒音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）
 - ウ 歯茎硬口蓋音（しゃ、ちや、じや等）
 - エ 軟口蓋音（か行音、が行音等）
- (6) 喉頭全摘出手術を施したものについては、原則として次により取り扱う。
- ア 手術を施した結果、言語発音にかかわる機能を喪失したものについては、2級と認定する。
 - イ 障害の程度を認定する時期は、喉頭全摘出手術を施した日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。
- (7) 顎義歯、エピテーゼ等の顎顔面補綴物は、補綴等の治療を行った結果により、認定する。
- (78) 言語機能の障害（特に構音障害）とそしゃく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、併合認定の取扱いを行う。